官報告示

告示

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

中国運輸局最低賃金公示第１号

中国地方交通審議会から中国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年中国運輸局最低賃金公示第５号）、中国海上旅客運送業最低賃金（平成９年中国運輸局最低賃金公示第６号）、中国漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年中国運輸局最低賃金公示第１号）及び中国漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年中国運輸局最低賃金公示第２号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に中国運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号730－8544広島県広島市中区上八丁堀６番30号」あて提出されたい。

平成29年１月19日

中国運輸局長　鵜沢　哲也

中国地方交通審議会の意見（要旨）

１．中国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「245,150円」を「246,450円」に、ただし書の職員「228,700円」を「229,700円」に、はしけ長「245,150円」を「246,450円」に、部員「186,550円」を「187,850円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「177,250円」を「178,250円」にそれぞれ改正することが適当である。

２．中国海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「240,480円」を「241,480円」に、部員「171,910円」を「173,110円」にそれぞれ改正することが適当である。

３．中国漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「181,700円」を「182,100円」に、鳥取県、島根県及び山口県内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者に雇用されている船員であって、２そうびき沖合底びき網漁業の漁船に乗り組む者の最低賃金額「180,200円」を「180,500円」にそれぞれ改正することが適当である。

４．中国漁業（大中型まき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「187,800円」を「188,600円」に改正することが適当である。

公告

諸事項

有権者申出方

元当局所属公証人望田耕作の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成29年１月19日　大阪法務局

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２８年（家）第４０３２２号

北海道恵庭市西島松570番地（島松病院）
申立人　沼本　流子
本籍北海道札幌市白石区栄通２丁目10番地、最後の住所札幌市南区南沢５条４丁目５番11号、死亡の場所北海道札幌市豊平区、死亡年月日平成23年８月９日、出生の場所北海道石狩郡当別町、出生年月日昭和22年11月19日、職業不詳
被相続人　亡　中野　正治
事務所札幌市中央区大通西９丁目３番地33
キタコーセンタービルディング８階
相続財産管理人　弁護士　千崎　史晴
札幌家庭裁判所

平成２８年（家）第４０３３８号

東京都新宿区水道町３番１号
申立人　株式会社住宅債権管理回収機構
本籍北海道札幌市西区発寒５条２丁目62番地、最後の住所札幌市中央区北２条東７丁目82番地　ラポール永山公園1204号、死亡の場所北海道札幌市白石区、死亡年月日平成27年12月12日、出生の場所北海道小樽市、出生年月日昭和８年４月１日、職業不明
被相続人　亡　末松　正行
事務所札幌市中央区大通西13丁目４番　札幌ＡＢＥビル４階　野田信彦法律事務所
相続財産管理人　弁護士　加藤　正佳
札幌家庭裁判所

平成２８年（家）第８７１号

東京都千代田区九段北１丁目13番５号
申立人　あおぞら債権回収株式会社
本籍北海道余市郡余市町黒川町３丁目８番地、最後の住所北海道余市郡仁木町北町10丁目６番地２、死亡の場所北海道余市郡仁木町、死亡年月日平成24年５月29日、出生の場所北海道余市郡余市町、出生年月日昭和28年６月24日、職業不詳
被相続人　亡　本間　俊一
事務所北海道小樽市稲穂２丁目22番１号小樽経済センタービル５階
相続財産管理人　弁護士　鹿角　健太
札幌家庭裁判所小樽支部

平成２８年（家）第７０９号

盛岡市西青山３丁目17番５号
申立人　村木　昌美
本籍盛岡市西青山３丁目17番、最後の住所盛岡市西青山３丁目17番５号、死亡の場所盛岡市、死亡年月日平成27年７月18日、出生の場所岩手県岩手郡岩手町、出生年月日昭和44年４月９日、職業歯科医兼会社役員
被相続人　亡　村木　崇
事務所盛岡市大通３丁目２番８号岩手県金属工業会館７階みちのく法律事務所
相続財産管理人　弁護士　細川　亮
盛岡家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２８年（家）第８５８号

愛知県岡崎市祐金町125番地　ジブラルタ生命岡崎ビル６階　山本健司法律事務所
申立人　中根　祐介
本籍愛知県岡崎市宮地町字郷西19番地、最後の住所愛知県岡崎市宮地町字郷東28番地１、死亡の場所愛知県岡崎市、死亡年月日平成27年８月28日、出生の場所静岡県浜松市、出生年月日昭和９年12月11日、職業不明
被相続人　亡　市川　朋敬
催告期間満了日　平成29年７月26日
名古屋家庭裁判所岡崎支部

平成２８年（家）第５４３号

兵庫県小野市神明町199番５号　塚脇ビル１階
申立人　渡瀬　直哉
本籍兵庫県飾磨郡夢前町前之庄１番地83、最後の住所兵庫県加西市北条町古坂1173番地の12、死亡の場所兵庫県加西市、死亡年月日推定平成17年８月６日、出生の場所東京都北豊島郡滝野川町、出生年月日昭和５年８月31日、職業無職
被相続人　亡　中谷　瞳
催告期間満了日　平成29年７月28日
神戸家庭裁判所社支部

平成２８年（家）第３０５５６号

広島県大竹市油見３丁目14番11号
申立人　西岡　志信
本籍広島市中区南千田東町1084番地、最後の住所広島県大竹市玖波４丁目１番１号広島西医療センター、死亡の場所広島県大竹市、死亡年月日平成28年４月26日、出生の場所広島市、出生年月日昭和25年２月23日、職業無職
被相続人　亡　矢吹真知子
催告期間満了日　平成29年７月28日
広島家庭裁判所

平成２８年（家）第７０８３号

山口県岩国市山手町２丁目８番３号弁護士法人森重法律事務所
申立人　舛本　行広
本籍山口県岩国市藤生町２丁目1322番地、最後の住所山口県岩国市藤生町４丁目49番35号、死亡の場所山口県岩国市、死亡年月日平成23年12月５日、出生の場所山口県玖珂郡灘村、出生年月日昭和３年８月21日、職業無職
被相続人　亡　藤本　芳國
催告期間満了日　平成29年８月４日
山口家庭裁判所岩国支部